

第5節 地方自治体の「コーディネーター」に関する条例と設置要綱の現状 小西 敦（静岡県立大学経営情報学部 教授）

1. はじめに

本節は、全国の地方自治体における例規を調査して、「コーディネーター」関係条例と設置要綱を調査し、地方自治体における「コーディネーター」の実態についての知見獲得の一助としようとするものである。

具体的には、「全国 1,772 自治体の 1,436,879 例規を検索」した条例 Web アーカイブデータベース²⁹（以下「条例 DB」という）を利用して、「コーディネーター」を用語として用いている条例と「コーディネーター設置要綱」を要綱名とする要綱を検索した。

その結果、該当した 58 条例（表 1 参照）と 143 要綱（表 5 参照）の簡単な分析を行ってみる。

もちろん、本節は、あくまで、例規集等で把握できるコーディネーターに関する条例やコーディネーター設置要綱の実態の一部を示すにすぎず、地方自治体におけるコーディネーターやその設置根拠の全容を示すものではない。

2. 「コーディネーター」に関する条例の現状

（1）概要

条例 DB を用いて、「コーディネーター」を用語とする条例を検索したところ、表 1 に示す 58 条例（本節で「コーディネーター関係条例」ということがある）が該当した。

表 1 コーディネーター関係条例

番号	団体名	条例名
01	北海道 芦別市	子育て世代包括支援センター条例（令和 2 年 3 月 5 日条例第 1 号）
02	北海道 ニセコ町	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 12 月 20 日条例第 25 号）
03	北海道 湧別町	教育支援委員会設置条例（令和 2 年 3 月 6 日条例第 6 号）
04	北海道 清水町	非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和 31 年 8 月 31 日条例第 22 号）
05	北海道 釧路町	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 12 月 12 日条例第 37 号）

²⁹ <https://jorei.slis.doshisha.ac.jp/>:2025 年 1 月 12 日最終確認。

06	青森県 おいらせ町	防災基本条例（平成 28 年 3 月 14 日条例第 1 号）
07	茨城県 神栖市	附属機関に関する条例（昭和 47 年 10 月 26 日条例第 42 号）
08	茨城県 五霞町	地域支え合い協議体設置条例 （平成 27 年 12 月 18 日条例第 18 号）
09	栃木県 芳賀町	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 12 月 4 日条例第 31 号）
10	栃木県 那須町	非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 9 月 30 日条例第 9 号）
11	埼玉県 神川町	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 9 月 17 日条例第 4 号）
12	千葉県 佐倉市	特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 9 月 25 日条例第 32 号）
13	千葉県 富津市	特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 46 年 4 月 25 日条例第 23 号）
14	千葉県 白井市	特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 32 年 2 月 2 日条例第 5 号）
15	東京都 練馬区	特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和 31 年 10 月 26 日条例第 13 号）
16	東京都 葛飾区	非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 12 月 21 日条例第 22 号）
17	東京都 立川市	非常勤職員給与等支給条例（昭和 36 年 2 月 10 日条例第 2 号）
18	東京都 日野市	自殺総合対策推進条例（平成 23 年 3 月 30 日条例第 11 号）
19	東京都 日野市	特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 38 年 12 月 25 日条例第 13 号）
20	東京都 狛江市	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 34 年 12 月 24 日条例第 14 号）
21	東京都 武蔵村山市	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 34 年 4 月 3 日条例第 6 号）
22	東京都 多摩市	会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年 10 月 7 日条例第 26 号）
23	福井県 鯖江市	市民活動によるまちづくり推進条例（平成 15 年 8 月 11 日条例第 17 号）
24	山梨県 北杜市	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 9 月 30 日条例第 8 号）
25	山梨県 笛吹市	生涯学習コーディネーター条例（平成 19 年 3 月 20 日条例第 9 号）
26	山梨県 笛吹市	青少年育成コーディネーター条例（平成 19 年 3 月 20 日条例第 10 号）

27	長野県 白馬村	フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例(令和元年 9 月 24 日条例第 4 号)
28	岐阜県	地震防災対策推進条例(平成 17 年 3 月 23 日条例第 13 号)
29	岐阜県 美濃市	地震防災対策推進条例(平成 17 年 6 月 23 日条例第 15 号)
30	岐阜県 各務原市	地震防災対策推進条例(平成 17 年 3 月 31 日条例第 9 号)
31	静岡県	地震対策推進条例(平成 8 年 3 月 28 日条例第 1 号)
32	静岡県 御殿場市	高齢者地域ケア会議設置条例(平成 28 年 12 月 2 日条例第 38 号)
33	愛知県	地震防災推進条例(平成 16 年 3 月 26 日条例第 2 号)
34	愛知県 岡崎市	防災基本条例(平成 24 年 10 月 3 日条例第 45 号)
35	愛知県 知多市	みんなで支え合う防災減災推進基本条例(平成 30 年 12 月 11 日条例第 26 号)
36	愛知県 清須市	教育支援委員会条例(平成 25 年 3 月 29 日条例第 17 号)
37	三重県 伊賀市	教育支援委員会条例(平成 28 年 9 月 30 日条例第 35 号)
38	三重県 南伊勢町	町立学校教職員の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 2 年 3 月 25 日条例第 4 号)
39	滋賀県	犯罪被害者等支援条例(平成 30 年 3 月 29 日滋賀県条例第 6 号)
40	滋賀県 長浜市	市民協働センター条例(平成 28 年 3 月 25 日条例第 21 号)
41	京都府 長岡京市	会計年度任用職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(令和元年 9 月 30 日条例第 4 号)
42	大阪府 池田市	地域支援事業等運営協議会条例(平成 28 年 3 月 28 日条例第 8 号)
43	和歌山県	防災対策推進条例(平成 20 年 3 月 24 日条例第 32 号)
44	鳥取県 伯耆町	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年 12 月 19 日条例第 11 号)
45	愛媛県	防災対策基本条例(平成 18 年 12 月 19 日条例第 58 号)
46	高知県	南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例 (平成 20 年 3 月 25 日条例第 4 号)
47	高知県 中土佐町	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年 9 月 30 日条例第 11 号)
48	福岡県 古賀市	地域活動サポートセンター条例 (平成 14 年 3 月 29 日条例第 3 号)
49	福岡県 水巻町	教育支援委員会条例 (平成 13 年 12 月 27 日条例第 38 号)
50	長崎県 西海市	生活支援体制整備協議体設置条例 (平成 31 年 3 月 29 日西海市条例第 7 号)

51	長崎県 南島原市	深江ふれあいの家条例（平成 18 年 3 月 31 日条例第 100 号）
52	宮崎県	防災対策推進条例（平成 18 年 9 月 19 日条例第 52 号）
53	宮崎県 宮崎市	特別支援教育就学相談委員会条例（昭和 54 年 6 月 28 日条例第 27 号）
54	宮崎県 都城市	防災基本条例（平成 28 年 12 月 26 日条例第 43 号）
55	宮崎県 高鍋町	附属機関設置条例（令和元年 12 月 17 日条例第 28 号）
56	鹿児島県 出水市	附属機関の設置に関する条例（平成 30 年 3 月 23 日条例第 11 号）
57	沖縄県 金武町	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 47 年 5 月 24 日条例第 40 号）
58	沖縄県 粟国村	教育支援委員会条例（昭和 55 年 12 月 16 日条例第 15 号）

（注 1）条例 DB に基づき、筆者作成。

（注 2）条例名の冒頭に地方自治体名が付されている場合は、それを省略。

（2）制定自治体の団体区分

① データ

表 1 に基づいて、コーディネーター関係条例を制定している地方自治体（本節で「制定自治体」ということがある）の数を地方公共団体の区分で分類してみた。表 2 は、その結果を示している。

表 2 コーディネーター関係条例の制定地方自治体数

団体区分	X 制定自治体数・団体	Y 全自治体数・団体	割合：X/Y・%
都道府県	8	47	17.0
市	29	792	3.7
区	2	23	8.7
町	15	743	2.0
村	2	183	1.1
合計	56	1,788	3.1

（注 1）表 1 に基づき、筆者作成。

（注 2）1 団体で複数の条例を制定している場合、団体数でカウント。

② 観察結果

表 2 からは、次のことが観察できる。

第一に、都道府県における制定自治体の割合がやや高い。

第二に、市区町村別では、割合が高い方から、区→市→町→村の順となっている。割合の数値上は区において制定自治体の割合がやや高くみえるものの、母数23中の制定自治体は2であるので、この割合だけで大きな意味は見出せない。

第三に、市の制定自治体には、指定都市は無く、市区町村において、自治体の人口等の規模と条例制定の有無との間に関係性を見出せない。

(3) コーディネーター関係条例の内容による区分

① データ

次に、コーディネーター関係条例の内容によって分類してみた。表3は、その結果を示している。

表3 コーディネーター関係条例の内容による区分

区 分	条例数・件 (割合%)	具体的な条例 (番号)
A 施設	4(6.9)	01、40、48、51
B 給与・報酬等	23(39.7)	02※、04、05※、09※、10、11※、12-17、19-21、22※、24※、27※、38※、41※、44※、47※、57
C 委員会等	10(17.2)	03、08、32、36、37、42、49、50、53、58
D 附属機関	3(5.2)	07、55、56
E 防災	13(22.4)	06、28、29-31、33-35、43、45、46、52、54
F 政策	3(5.2)	18、23、39、
G 設置	2(3.4)	25、26
合 計	58(100.0)	

(注1) 表1及び各コーディネーター関係条例に基づき、筆者作成。

(注2) ※は、会計年度任用職員に関する条例であることを示す。

② 観察結果

表3からは、次のことが観察できる。

ア) 給与・報酬等関係条例

最も件数が多いのは、コーディネーターの給与や報酬等を定める条例の23件であり、コーディネーター関係条例全体の4割近く(39.7%)を占める。このうち、約半数の12件が非常勤の職員の報酬等を、11件が会計年度任用職員の給与等を、それぞれ定めるものであり、コーディネーターがこうした非常勤職や会計年度任用職員として雇用されている場合があることが分かる。

イ) 防災関係条例

次に件数が多いのは、防災関係の条例の 13 件であり、全体の 2 割強 (22.4%) を占める。県でコーディネーター関係条例を制定している 8 県のうち、滋賀県以外の 7 県 (岐阜、静岡、愛知、和歌山、愛媛、高知及び宮崎) は、この防災関係の条例を制定している。この 7 県のうち岐阜県以外は、県の全域が「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定を受け、岐阜県も県内の 42 市町村のうち 39 市町村の区域が指定を受けている。

こうした防災関係の条例は、例えば、静岡県の地震対策推進条例 (表 1 の番号 31、以下同じ) 第 10 条が、「県は、市町と連携して、地震が発生した場合においてボランティアの活動が円滑に行われるよう、その受入れ体制の整備、ボランティアコーディネーターの養成等その活動への支援に努めなければならない」と規定しているように、ボランティアコーディネーターに関する規定を有している。岐阜県地震防災対策推進条例 (番号 28) 第 12 条では、このボランティアコーディネーターを「ボランティアによる地震防災の活動が円滑に行われるようボランティア相互間の調整を行う者」と定義している。同様の規定は、岐阜県内の美濃市 (番号 29) や各務原市 (番号 30) の地震防災対策推進条例にもあり、岐阜県の条例が両市の条例に影響を与える政策波及³⁰が起きているのではないかと推測できる。

ウ) 委員会等関係条例

<概説>

次に件数が多いのは、委員会等関係の条例の 10 件であり、全体の 2 割弱 (17.2%) を占める。こうした条例では、委員会の委員等の構成員として、コーディネーターを指定している。指定されているコーディネーターの具体例は、「特別支援教育コーディネーター」と「生活支援コーディネーター」である。前者が、湧別町、清須市、伊賀市、水巻町、宮崎市、栗国村の 6 件、後者が、五霞町、御殿場市、池田市、西海市の 4 件となっている。

<教育関係のコーディネーター>

このうち、特別支援教育コーディネーターは、2007 年の文部科学省通知³¹を根拠とする。同通知は、「各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を『特別支援教育コーディネーター』に指名し、校務分掌に明確に位置づけること。特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支

³⁰ 伊藤修一郎『自治体政策過程の動態』(慶應義塾大学出版会、2002 年) 37 頁。

³¹ 平成 19 年 4 月 1 日「特別支援教育の推進について」文部科学省初等中等教育局長通知 (19 文科初第 125 号)。

援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと」としている。同コーディネーターは、2023年5月1日現在、全国の国公立の幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の全45,645校のうち、90.1%において指名がなされている³²。

このほかに、教育関係のコーディネーターとしては、かつては、「学校支援地域本部や放課後子供教室等の活動において、地域住民等と学校との連絡調整を行う『地域コーディネーター』や、地域コーディネーター間の連絡調整等を行う『統括コーディネーター』」が存在した³³。しかし、これらのコーディネーターは、2017年3月の社会教育法の改正によって、同法9条の7³⁴に基づく「地域学校協働活動推進員」として委嘱できることとなり、文部科学省は、この推進員制度の活用を推奨している³⁵。このため、現在では、この推進員としての委嘱が一般的となっているようである。

<生活支援コーディネーター>

一方、生活支援コーディネーターについては、厚生労働省の「地域支援事業実施要綱」（以下「地域支援実施要綱」ということがある）³⁶に次のような記載がある。「生活支援体制整備事業は、生活支援・介護予防サービスの資源開発やネットワーク構築等のためのコーディネート機能を果たす者（以下「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」という。）の配置・・・等を行うことにより、市町村による、・・・多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進するもの」³⁷。ここで、生活支援体制整備事業とは、介護保険法第115条の45第2項第5号の「被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれら

³² 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「令和5年度特別支援教育体制整備状況調査結果」（2024年9月）4-5頁。

³³ 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課「地域学校協働活動推進員の委嘱のための参考手引」（2018年11月）2頁。

³⁴ 同条第1項は、「教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる」とし、同条第2項は、「地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う」と規定する。

³⁵ 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課・前掲2頁。

³⁶ 平成18年6月9日（最終改正令和6年8月5日）「地域支援事業の実施について」厚生労働省老健局長通知（老発第0609001号・最終改正老発0805第3号）。

³⁷ 地域支援実施要綱37頁。

を促進する事業」を指す。

生活支援コーディネーターは、市町村の全域を単位とする第1層とそれよりも狭い日常生活圏域を単位とする第2層のそれぞれに配置することが原則とされている³⁸。2020年度の時点で、「生活支援コーディネーターは、第1層では97.3%、第2層では72.6%の市町村で配置」³⁹とされている。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の業務内容については、「地域住民や多様な主体との対話やネットワークの構築を行うことを通じ、関係者の間で地域の現状や将来像の共有を図るとともに、地域住民や多様な主体ごとの多様な価値判断を尊重しながら地域での共創を推進するため、・・・コーディネート業務を実施する」⁴⁰とされている。

生活支援コーディネーターの資格要件に関しては、「国において統一的に資格要件を定めてはいないが、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は、地域住民の関心事や地域の多様な活動の状況をよく知る者、地域住民による活動の支援について実績のある者、定年退職をして地域づくりに関心をもつ者、医療・介護・福祉の領域を越えた主体との対話のための知見を有する者等、様々な資質等が求められると考えられ、市町村は事業の目的等に応じたコーディネート業務を適切に実施できる者を選定すること」⁴¹とされている。

エ) 政策関係条例

件数としては3件とは多くはないものの、独自性の高い注目すべきものとして、前記の防災以外の特定の政策を進める条例の中で、コーディネーターに関する規定を有するものがある。

日野市自殺総合対策推進条例（番号18）第19条は、「市は、実務的な対策が関係機関等による密接な連携の下に実施されるようにするため、その推進役となる自殺対策推進コーディネーターを設置するものとする」とし、自殺対策推進コーディネーターの設置を規定している。

鯖江市市民活動によるまちづくり推進条例（番号23）第24条は、「市民活動団体相互の連携、協働を進めるため、市民活動に関する情報の収集および提供、連絡調整等について専門的役割を果たす協働コーディネーターを置く。2 協働コーディネーターは、前項に定めるもののほか、市民、事業者、市、市民活動推進の機関、教育機関および地区の社会教育施設等の間で、幅広い連携、協働を進

³⁸ 地域支援実施要綱 37-38 頁。ただし、市町村の判断によっては、第1層と第2層が同じ圏域となることもあり得る。

³⁹ 服部真治「生活支援コーディネーターの役割とその実践について」（令和6年10月11日・令和6年度九州厚生局生活支援コーディネーター交流会資料）。

⁴⁰ 地域支援実施要綱 39 頁。

⁴¹ 地域支援実施要綱 39-40 頁。

めるものとする」と協働コーディネーターの設置及びその役割を規定している。

滋賀県犯罪被害者等支援条例（番号 39）第 10 条は、犯罪被害者等支援コーディネーターの設置を規定している。犯罪被害者等支援コーディネーターの定義は、同条第 2 項にあり、「個々の犯罪被害者等に対する支援に関する計画書の作成および関係行政機関等との連絡調整を行う者」とされている。この関係行政機関等についても同項に定義があり、「犯罪被害者等支援に係る行政機関および民間支援団体」とされている。犯罪被害者等支援コーディネーターは、現在、実際には、公益社団法人「おうみ犯罪被害者支援センター」に配置されている⁴²。

オ) 設置条例

このほかに、「コーディネーター」を条例名に含み、コーディネーターの設置等そのものを主な内容とする条例を、笛吹市が 2 件制定している。これらについては、項を改めて紹介する。

（４）笛吹市コーディネーター条例

① 概要

山梨県の笛吹市は、2007 年 3 月に、生涯学習コーディネーター条例(番号 25)と青少年育成コーディネーター条例(番号 26)という 2 件の条例（本節で「笛吹市コーディネーター条例」ということがある）を制定している。

笛吹市コーディネーター条例は、2 件ともに、設置、任務、任用及び委任の 4 条で校正されている。2 件の条例の規定内容を比較すると、表 4 のようになる。

表 4 笛吹市コーディネーター条例の比較

条例番号	25	26
設置：第 1 条	本市の生涯学習活動を推進するため、笛吹市生涯学習コーディネーターを置く。	本市の青少年育成活動を推進するため、笛吹市青少年育成コーディネーターを置く。
任務：第 2 条 第 1 項	コーディネーターは、市民の生涯学習活動の充実及び活性化のため、次の任務に従事する。 (1)市民講座の企画、運営 (2)行政区における地区コミュニティセンター活動の指導、助言 (3)生涯学習実践団体の活動に対する助言 (4)高齢者の学習活動における指導、助言	コーディネーターは、青少年関係者、青少年育成組織等と連携を保ちながら、青少年団体等の実践活動が展開されるよう指導、助言等を行い青少年育成活動の総合的な支援及び推進のため、次の任務に従事する。 (1)笛吹市青少年育成協議会活動等への指導、助言 (2)青少年育成実践活動指導者等へ

⁴² 「第 2 次滋賀県犯罪被害者等支援推進計画」（2022 年 3 月）10 頁。

	(5)その他教育長が必要と認める業務	の学習の機会や諸活動の情報提供 (3)家庭教育に対する支援 (4)青少年体験活動(体験学習活動)の推進 (5)その他教育長が必要と認める業務
努力義務：第2条第2項	コーディネーターは、常にその任務を行う上で必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。	
任用：第3条	コーディネーターは、生涯学習活動支援及び実践に関して、相当の知識と経験を有す者の内から教育委員会が任用する。	コーディネーターは、青少年育成活動等の支援、指導に関して、相当の知識と経験を有し、青少年関係者等から信望が厚い者の内から教育委員会が任用する。
委任：第4条	この条例に定めるもののほか、コーディネーターに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。	

(注) 笛吹市コーディネーター条例に基づき、筆者作成。

② 考察

笛吹市の2023年度歳出においては、生涯学習コーディネーターについては3人分の報酬(5,256千円)等が、青少年育成コーディネーターについては2人分の報酬(3,801千円)等がそれぞれ支出されている⁴³。

生涯学習コーディネーターは、現在、会計年度任用職員として募集されている⁴⁴。なお、文部科学省のウェブサイトによると、「認定社会通信教育講座を実施する団体の総括団体である一般財団法人社会通信教育協会では、平成4年に認定社会通信教育等の修了者を対象とした生涯学習インストラクター制度、また平成21年には生涯学習コーディネーター制度を創設し、生涯学習活動を推進・指導する人材を養成しています。登録者は全国で約37,620名(令和6年3月現在)に達しています」とされている。ただし、笛吹市の条例は、「生涯学習活動支援及び実践に関して、相当の知識と経験を有す」という要件を示しているものの、文部科学省のウェブサイトが紹介する認定社会通信教育等の修了等を示してはいない。

3. 「コーディネーター設置要綱」の現状

(1) 概要

条例DBを利用して、検索の「例規名」欄に「コーディネーター設置要綱」

⁴³ 笛吹市教育委員会「令和6年度教育に関する事務の点検・評価報告書(令和5年度実施事業)」(2024年9月)25、27頁。

⁴⁴ 「広報ふえふき」2025年1月号6頁。

を入れて、検索してみた。その結果、表 5 に示す 143 要綱（本節で「コーディネーター設置要綱」ということがある）が該当した。

表 5 「コーディネーター設置要綱」一覧

番号	要綱策定自治体	コーディネーター名	要綱策定年月日
001	北海道 北見市	特別支援教育	2023年6月1日
002	北海道 伊達市	特別支援教育	2006年3月24日
003	北海道 ニセコ町	サスティナビリティ	2022年12月23日
004	北海道 栗山町	移住	2019年4月1日
005	北海道 中頓別町	生活支援	2016年12月1日
006	北海道 美幌町	生活支援	2016年12月21日
007	北海道 斜里町	移住	2024年3月21日
008	北海道 湧別町	高校魅力化	2024年3月29日
009	北海道 厚真町	ふるさと教育推進	2021年3月31日
010	北海道 日高町	生活支援	2018年3月30日
011	北海道 大樹町	移住	2022年3月28日
012	青森県 藤崎町	移住定住	2021年6月10日
013	青森県 野辺地町	移住	2017年9月21日
014	青森県 七戸町	英語教育	2018年1月19日
015	岩手県 久慈市	集落支援	2020年3月26日
016	岩手県 久慈市	移住	2022年7月1日
017	岩手県 遠野市	医療のケア児等	2023年4月26日
018	岩手県 釜石市	移住	2020年2月6日
019	岩手県 八幡平市	移住	2023年9月29日
020	岩手県 岩手町	移住	2021年7月14日
021	岩手県 九戸村	移住	2022年4月1日
022	岩手県 一戸町	移住	2021年2月2日
023	宮城県 石巻市	協働教育	2007年3月29日
024	宮城県 塩竈市	地域学校協働活動地域	2021年3月26日
025	宮城県 白石市	移住交流	2018年3月26日
026	宮城県 東松島市	移住	2019年10月1日
027	宮城県 丸森町	移住	2023年3月2日
028	宮城県 色麻町	生活支援	2018年3月30日
029	秋田県 美郷町	生活支援	2017年3月21日
030	山形県 酒田市	U I J ターン	2015年3月31日
031	山形県 酒田市	生活支援	2017年3月16日
032	山形県 中山町	母子保健	2017年3月10日
033	山形県 中山町	生活支援	2021年4月15日
034	福島県 会津若松市	第一層生活支援	2017年9月1日

035	福島県 会津若松市	子育て世代包括支援センター母子保健	2019年4月16日
036	福島県 会津美里町	生活支援	2015年10月1日
037	福島県 小野町	定住	2016年3月11日
038	茨城県 稲敷市	生活支援	2017年12月28日
039	茨城県 稲敷市	移住	2021年3月30日
040	茨城県 利根町	生活支援	2015年7月31日
041	栃木県 佐野市	移住・定住	2024年2月21日
042	栃木県 大田原市	生活支援	2016年3月31日
043	栃木県 さくら市	在宅医療・介護連携推進	2024年3月1日
044	栃木県 芳賀町	子育て支援	2008年3月19日
045	栃木県 塩谷町	移住	2023年9月25日
046	群馬県 桐生市	移住	2023年4月1日
047	群馬県 桐生市	重伝建	2023年6月1日
048	群馬県 東吾妻町	外国語教育	2022年3月7日
049	埼玉県 羽生市	集会所	2011年9月30日
050	埼玉県 白岡市	生活支援	2015年12月3日
051	埼玉県 伊奈町	生活支援	2016年8月9日
052	埼玉県 小鹿野町	移住支援	2019年4月1日
053	千葉県 鎌ヶ谷市	災害医療	2015年9月8日
054	千葉県 富津市	生活支援	2018年3月30日
055	千葉県 多古町	移住	2020年4月1日
056	東京都 千代田区	災害医療	2015年4月1日
057	東京都 港区	災害医療	2013年11月1日
058	東京都 墨田区	災害医療	2014年8月26日
059	東京都 墨田区	災害歯科	2016年6月3日
060	東京都 墨田区	災害薬事	2016年6月3日
061	東京都 大田区	児童虐待対策	2019年12月24日
062	東京都 中野区	災害医療	2014年1月24日
063	東京都 中野区	在宅療養	2020年1月7日
064	東京都 中野区	児童相談所研修等	2021年12月17日
065	東京都 杉並区	災害医療	2013年3月18日
066	東京都 豊島区	災害医療	2014年3月12日
067	東京都 北区	災害医療	2014年3月14日
068	東京都 北区	災害薬事	2016年7月4日
069	東京都 荒川区	災害薬事	2022年3月8日
070	東京都 江戸川区	災害医療	2014年2月3日
071	東京都 江戸川区	医療のケア児	2021年4月1日
072	東京都 立川市	災害医療	2015年3月24日
073	東京都 立川市	地域学校	2016年3月29日

074	東京都 立川市	災害薬事	2018年3月30日
075	東京都 日野市	災害医療	2015年12月11日
076	東京都 日野市	災害薬事	2018年3月30日
077	東京都 清瀬市	災害医療	2014年8月29日
078	東京都 清瀬市	災害薬事	2015年12月1日
079	東京都 清瀬市	生活支援	2018年9月5日
080	東京都 東久留米市	災害医療	2014年4月7日
081	東京都 武蔵村山市	災害医療	2015年6月16日
082	東京都 武蔵村山市	災害薬事	2023年7月3日
083	東京都 羽村市	市立学校外国語指導助手	2013年4月1日
084	東京都 羽村市	教育委員会総合	2020年2月13日
085	東京都 羽村市	市立学校英語	2023年3月28日
086	東京都 西東京市	災害薬事	2019年4月1日
087	神奈川県 茅ヶ崎市	災害医療	2018年4月1日
088	神奈川県 寒川町	学校給食	2021年5月18日
089	新潟県 魚沼市	移住	2022年2月24日
090	新潟県 弥彦村	地域クラブ活動総括	2023年9月5日
091	新潟県 阿賀町	移住	2020年4月15日
092	新潟県 津南町	移住	2022年2月25日
093	山梨県 上野原市	移住	2019年2月5日
094	山梨県 富士河口湖町	移住	2024年3月18日
095	山梨県 丹波山村	移住	2024年3月1日
096	長野県 大町市	市立学校の学校支援	2013年10月1日
097	長野県 辰野町	防災総合	2022年6月29日
098	長野県 阿智村	男女共同参画推進	2023年9月20日
099	長野県 小谷村	移住支援	2017年3月24日
100	長野県 飯綱町	生活支援	2016年3月1日
101	岐阜県 恵那市	生活支援	2016年3月22日
102	岐阜県 山県市	学校コラボレーター事業に係る地域	2011年3月10日
103	岐阜県 坂祝町	生活支援	2021年3月11日
104	静岡県 小山町	学校支援活動等	2015年4月21日
105	静岡県 小山町	学校部活動地域移行	2023年5月30日
106	静岡県 川根本町	移住	2020年3月25日
107	静岡県 森町	移住	2019年3月29日
108	三重県 御浜町	移住	2018年10月29日
109	滋賀県 栗東市	子ども居場所づくり	2005年5月23日
110	滋賀県 愛荘町	子育てトータル	2011年4月1日
111	滋賀県 愛荘町	生活支援	2017年4月1日
112	京都府 和束町	農地集積	2014年7月1日

113	京都府 京丹波町	農地集積	2015年12月16日
114	兵庫県 上郡町	地域日本語教育	2022年5月11日
115	兵庫県 上郡町	地域活性化	2023年2月1日
116	奈良県 上北山村	生活支援	2018年3月16日
117	鳥取県 若桜町	地域グラウンド	2013年4月1日
118	島根県 西ノ島町	教育魅力化	2017年4月1日
119	島根県 隠岐の島町	特別支援教育	2017年3月23日
120	岡山県 新見市	学校連携	2020年3月31日
121	香川県 さぬき市	移住	2018年3月26日
122	愛媛県 内子町	移住	2022年4月1日
123	高知県 香南市	特別支援教育	2020年4月1日
124	高知県 四万十町	地域	2019年6月27日
125	福岡県 大野城市	共働事業提案制度共働	2018年3月30日
126	福岡県 赤村	生活支援	2018年3月30日
127	佐賀県 基山町	子育て支援	2016年9月26日
128	熊本県 菊池市	学校支援	2017年2月20日
129	熊本県 天草市	市立中学校部活動地域移行	2023年4月27日
130	熊本県 合志市	小中一貫教育推進	2017年3月23日
131	熊本県 御船町	移住	2019年5月23日
132	熊本県 芦北町	移住	2022年4月1日
133	大分県 豊後大野市	移住	2020年3月30日
134	宮崎県 日之影町	移住定住支援	2016年3月25日
135	鹿児島県 曾於市	青少年育成	2005年7月1日
136	鹿児島県 始良市	健康づくり	2016年5月31日
137	鹿児島県 肝付町	移住	2020年8月1日
138	沖縄県 うるま市	島しょ地域移住	2018年3月16日
139	沖縄県 宮古島市	新規就農一貫支援事業	2014年11月28日
140	沖縄県 国頭村	移住	2023年3月31日
141	沖縄県 伊江村	移住	2020年2月5日
142	沖縄県 北中城村	特別支援教育	2016年4月1日
143	沖縄県 八重瀬町	教育委員会保幼こ小連携	2019年3月15日

(注) 条例 DB に基づき、筆者作成。

(2) 策定自治体の団体区分

① データ

コーディネーター設置要綱を策定している地方自治体(本節で「策定自治体」ということがある)の数を地方公共団体の区分で分類してみた。表6は、その結果を示している。

表6 コーディネーター設置要綱の団体区分別・策定件数別の自治体数

団体区分	全体数 A	コーディネーター設置要綱策定自治体数			
		①+②+③計 B (B/A・%)	①1件策定	②2件策定	③3件策定
市	792	47 (5.9)	37	7	3
区	23	10 (43.5)	6	2	2
町	743	53 (7.1)	49	4	0
村	183	10 (5.5)	10	0	0
合計	1,741	120 (6.9)	102	13	5

(注) 表5に基づき、筆者作成。

② 観察結果

表6からは、次のことが観察できる。

ア) 特別区で策定自治体の割合高

23特別区のうち、策定自治体数は10と区全体の4割を超え(43.5%)、団体区分の中で、顕著に高い策定割合(策定自治体数/団体区分の自治体全数)を示している。この原因としては、特別区において、後述する災害関係のコーディネーターの設置要綱の制定が普及していることが考えられる。

イ) 町の策定割合がやや高く、市と村は同程度

市町村でみると、町の策定割合が約7%と、5%台の市や村よりもやや高くなっている。ここでも、自治体の人口等の規模とコーディネーター設置要綱の策定の有無との関係性が観察されない。

ウ) 2件以上策定団体は2割弱

2件以上、コーディネーター設置要綱を策定している団体は、18団体(2件:13団体、3件:5団体)と、策定団体全体の2割弱となっている。ここでも、災害関係のコーディネーターの設置要綱が目立っている。

エ) 都道府県の設置要綱は未見

今回、調べた範囲では、都道府県で、「コーディネーター設置要綱」をタイトルとする要綱を有しているところはないようである。条例では、都道府県の制定割合が比較的高かったとは対照的である。

(3) コーディネーター設置要綱の名称に基づく分類

① データ

表7は、コーディネーター設置要綱を、その名称に基づいて分類し、それぞれの件数を示したものである。

表7 コーディネーター設置要綱の名称による分類

コーディネーター設置要綱名	件数
U I Jターン、移住、移住定住、移住交流、移住支援、移住定住支援、定住、島しょ地域移住	42
ふるさと教育推進、特別支援教育、高校魅力化、英語教育、地域学校協働活動地域、外国語教育、地域学校、市立学校外国語指導助手、教育委員会総合、市立学校英語、学校給食、市立学校の学校支援、学校コラボレーター事業に係る地域、学校支援活動等、学校部活動地域移行、地域日本語教育、教育魅力化、学校連携、協働教育、学校支援、市立中学校部活動地域移行、小中一貫教育推進、教育委員会保幼小連携	27
災害医療、災害歯科、災害薬事、防災総合	25
生活支援、第一層生活支援	22
医療的ケア児等、母子保健、子育て世代包括支援センター、子育て支援、児童虐待対策、児童相談所研修等、青少年育成、医療的ケア児、子ども居場所づくり、子育てトータル	11
サステナビリティ、集落支援、重伝建、新規就農一貫支援事業、集会所、農地集積、地域活性化、地域、地域ランド	11
在宅医療・介護連携推進、在宅療養、健康づくり	3
男女共同参画推進、共働事業提案制度共働	2
合 計	143

(注) 表5に基づき、筆者作成。

② 観察結果

表7からは、次のことが観察できる。

ア) 移住・定住関係が最多

全143要綱の約3割(29.4%)の42件が、移住・定住関係であり、表7においては、これが最多である。こうした移住・定住関係のコーディネーター設置要綱の制定には、総務省の政策が影響している事例も観察できる。

例えば、森町移住コーディネーター設置要綱(表5の番号107、以下同じ)は、「趣旨」として、第1条で「この要綱は、人口減少や高齢化等の進行が著しい本町において、移住検討者への適切な情報提供及び相談対応並びに移住者の

定住・定着に向けた支援等を行うため、『地方自治体が実施する移住・定住対策の推進について』（平成 27 年 12 月 14 日付け総行応第 379 号総務省地域力創造グループ地域自立応援課長通知）に基づき設置する森町移住コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）について、必要な事項を定めるものとする」と、総務省の通知を移住コーディネーターの設置根拠としている。

また、「移住コーディネーター」又は「定住支援員」の設置に要する経費に対する特別交付税措置もある。すなわち、『移住コーディネーター』又は『定住支援員』（移住・定住に関する支援を行う者）を設置する場合の報償費等及び活動経費を対象」として、「1 人当たり 350 万円上限（兼任の場合 40 万円上限）」の特別交付税措置が行われている⁴⁵。

ただし、移住コーディネーター設置要綱の中にも、総務省の通知に言及していないものもある。例えば、久慈市移住コーディネーター設置要綱（番号 016）は、「趣旨」として、「第 1 この告示は、人口減少が進む本市の課題解決に向けて、市外から本市に移住した者又は移住を希望する者(以下「移住希望者等」という。)の本市での移住定住に向けた適切な情報提供や相談対応等の支援及び移住希望者等の受入環境の整備を市と協働して実施し、もって地域コミュニティの維持、発展を図ることを目的とし、移住コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を設置する」と規定し、要綱中には、総務省という用語は出てこない。

イ) 教育、災害、生活支援関係が多い

移住・定住関係に次いで、教育関係 27、災害関係 25、生活支援関係 22、以上の 3 分野が 20 件台となっている。

このうち、生活支援は 22 件中 21 件のコーディネーター名が「生活支援コーディネーター」、残り 1 件が「第一層生活支援コーディネーター」となっていて、用語が揃っている。このコーディネーター名の統一感は、前記した介護保険法に基づく厚生労働省の「地域支援事業実施要綱」の影響を受けていると思われる。

一方、教育に関しては、コーディネーター名は様々である。これは、前記したように、それまで、「地域コーディネーター」や「統括コーディネーター」と呼ばれていたものが、社会教育法に根拠を持つ「地域学校協働活動推進員」に位置づけられ、この社会教育法上の名称が使用されるようになったことが影響している可能性がある。つまり、従来の「地域コーディネーター」や「統括コーディネーター」の多くは「地域学校協働活動推進員」と呼ばれるようになり、それ以外の教育関係のコーディネーター設置要綱が表 5 及び表 7 のような名称で策定さ

⁴⁵ 総務省地域力創造グループ「参考資料（地域力創造に関する令和 6 年度当初予算案、令和 5 年度補正予算及び令和 6 年度の地方財政措置の見通し等を踏まえた留意事項について）（2024 年 1 月 22 日）9 頁。

れているのではないだろうか。実際、「地域学校協働活動推進員設置要綱」を要綱名として条例DBで検索してみると、189件該当する。

また、災害関係は25件あり、コーディネーター名としては、「災害医療」、「災害薬事」、「災害歯科」及び「防災総合」の4種類となっている。このうち、災害医療が15件と多くなっている。災害薬事も8件あり、災害薬事の要綱を策定している8自治体のうち、荒川区と西東京市以外の6自治体が災害医療の要綱も策定している。

災害関係の25件のうち、22件は、東京都内の区又は市が策定自治体であり、残りの3件のうち2件は千葉県鎌ヶ谷市と神奈川県茅ヶ崎市（いずれも災害医療の要綱を策定）と首都圏の市である。こうした状況からは、災害医療コーディネーターという名称は東京都の特別区間での水平政策波及により普及し、それが都内の市や首都圏の市に広がったように思われる。なお、残りの1件は、長野県辰野町の防災総合コーディネーター設置要綱（番号097）であり、同町独自のものと思われる。

ウ) 子育て関係や地域関係も相当数

その次に多いのは、「医療的ケア児等、母子保健、子育て世代包括支援センター、子育て支援、児童虐待対策、児童相談所研修等、青少年育成、医療的ケア児、子ども居場所づくり、子育てトータル」という子育て関係のコーディネーターの設置要綱と「サステナビリティ、集落支援、重伝建、新規就農一貫支援事業、集会所、農地集積(2)、地域活性化、地域、地域グランド」という地域関係のコーディネーターの設置要綱がともに11件となっている。ここに示したように、コーディネーターの名称は多様で、同じコーディネーター名がほとんど無く、策定自治体が独自の工夫を凝らしたことがうかがわれる。

(4) コーディネーターの雇用関係等に基づく分類

① データ

表8は、各コーディネーター設置要綱中のコーディネーターの雇用関係などコーディネーターと地方自治体との関係等（本節で「雇用関係等」ということがある）について述べる部分の表現に基づいて分類し、それぞれの件数を示したものである。

表 8 コーディネーターの雇用関係等

雇用関係等	件数	表 5 の設置要綱の番号
委嘱	56	010、011、012、015、016、018、019、 022、024、026、027、033、038、039、 040、044、046、049、050、051、053、 054、056、057、066、067、068、070、 073、078、087、088、091、096、097、 098、102、104、105、106、107、108、 114、115、117、118、124、125、127、 134、135、136、137、138、142、143
会計年度任用職員	42	001、007、008、009、014、017、019、 021、025、032、034、035、037、041、 042、045、047、048、052、061、063、 064、080、084、085、092、093、094、 099、110、111、119、120、121、123、 130、131、132、133、139、140、141
委託契約	14	012、019、020、021、031、049、052、 079、089、095、100、103、108、122
非常勤特別職	9	004、013、072、074、075、076、077、 081、082
非常勤（非常勤一般職含）	9	002、030（非常勤一般職）、044、058、 059、060、062、112、138
地方自治体の身分や雇用関係 無	8	011、020、026、039、089、106、107、 108
当該地方自治体の職員	7	023、043、056、066、067、112、114
任命	7	010、031、038、040、090、109、129
その他	6	選任：003、028、101、113 委託契約を締結する事業所に雇用される 者：007、019、029 名簿登録：003、055 任用：029、069 配置：036、116 依頼：086
明確な規定無	6	005、006、071、083、126、128

(注 1) 表 5 に掲載した各コーディネーター設置要綱に基づき、筆者作成。

(注 2) コーディネーター設置要綱によっては、複数の雇用関係等を示すものもある。

② 観察結果

表 8 からは、次のことが観察できる。

ア) 委嘱が最多

雇用関係等に関して、143 件のコーディネーター設置要綱のうち、約 4 割 (39.2%) の 56 件が、「委嘱」という表現を使用している。

「委嘱」という用語は、委託と同趣旨の意味で用いる場合や民間から委員等に任命する場合など多義的に用いられているようである。

代表的な法令用語辞典は、委嘱について、次のような説明をしている。

「一定の事実行為又は事務をすべきことを他人に依頼することをいい、用語の本来の意味としては「委託」とほとんど同じで、法令上この意味に用いられた例もある……。しかし、法令上の用例としては、多くの場合、行政機関に置かれる審議会、調査会等の委員、幹事等を任命する場合に、当該行政機関以外の行政機関の職員、民間の学識経験者等から任命するものについて、本来その者との間に特別の権力関係がないので、『任命する』又は『命ずる』という用語を使う代わりに、多少敬意を表して用いられることが従来多かった……。もっとも、国家公務員法施行以来は、審議会の委員等も、原則として一般職の国家公務員であり、当該行政機関の職員を任命する場合の任命行為との間に法律上の差がないので、任命と委嘱とを区別せず、「任命」のみを用いることが通例となっていたが、審議会の委員等で民間から任命するものについては、再び「委嘱」という語を用いる例も出てきている」⁴⁶。

コーディネーター設置要綱においても、「委嘱」は、要綱策定自治体によって、様々な使われ方をしている。

例えば、日高町生活支援コーディネーター設置要綱（番号 010）第 2 条は、その見出しを「委嘱等」とした上で、「コーディネーターは、地域の事情に精通し、高齢者の生活支援サービス等について連絡調整ができる者の中から町長が委嘱又は任命する」と規定している。大樹町移住コーディネーター設置要綱（番号 011）第 5 条は、その見出しを「身分」とした上で、「コーディネーターは、町の委嘱を受け、活動の対価として報償費の支給を受けるものとする。ただし、町との雇用関係は存在しないものとする」と規定している。藤崎町移住定住コーディネーター設置要綱（番号 012）は、第 4 条の見出しを「委嘱の要件等」とした上で、同条で「コーディネーターは、次に掲げる要件をすべて満たす者のうちから、町長が委嘱する」とし、第 5 条の見出しを「委嘱」とした上で、同条第 2 項で「コーディネーターは、町と委託契約を締結して、第 3 条に規定する活動を行うものとする」と、コーディネーターと町の関係が委託関係であることを明確化している。

⁴⁶ 『法令用語辞典 第 10 次改訂版』（学陽書房、2016 年）11 頁〔林修三執筆〕

このように「委嘱」の使われ方は様々であるが、概していうと、次に説明する会計年度任用職員、非常勤特別職、非常勤（一般職を含む）及び当該地方自治体の教職員のように明確な雇用関係がある場合以外の場面で用いられているようである。

イ) 明確な雇用関係としては会計年度任用職員が多い

雇用関係等に関して、143件のコーディネーター設置要綱のうち、委嘱の次に多いものが、会計年度任用職員としての雇用で、42件、全体の約3割（29.4%）がこの関係を示している。

会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2に基づき任用される職員である。委嘱に比べて、雇用関係や根拠が明確である。会計年度任用職員の行う業務は、業務の性質上、「相当の期間任用される職員を就けるべき業務」以外の業務とされている。したがって、会計年度任用職員の雇用関係を採る設置要綱では、コーディネーターを「相当の期間任用される職員を就けるべき業務」以外の業務と認識していることとなる。

会計年度任用職員には、フルタイムのものとパートタイムのもの両方があり、前者は、勤務時間に関する要件として、フルタイム勤務とすべき標準的な業務の量がある職であることとされている⁴⁷。この会計年度任用職員の制度は、2017年の地方公務員法の改正によって創設された。この制度によって、従来、臨時・非常勤職員に関しては「制度が不明確であり、地方公共団体により任用・勤務条件の取扱いが区々であったのに対し、統一的な取扱いが定められた」⁴⁸とされている。

ウ) 委託契約も一定数有

コーディネーターと地方自治体との関係が委託契約であることを明記する要綱も、14件、全体の約1割（9.8%）と一定数ある。この場合、コーディネーターに当該地方自治体の職員の身分を付与しないことも明記する例がある。例えば、岩手町移住コーディネーター設置要綱（番号020）第6は、見出しを「身分等」とした上で、「コーディネーターは、岩手町職員の身分を有さない」とし、同第7は、「コーディネーターは、町と業務委託契約を締結する」としている。

エ) 当該地方自治体の職員

策定自治体の職員をコーディネーターとすることを明記する要綱は、7件であ

⁴⁷ 総務省自治行政局公務員部長「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの改訂について（通知）」（2018年10月18日）8頁。

⁴⁸ 猪野積『地方公務員制度講義 第9版』（第一法規、2025年）76頁。

る。このうち、3件は、千代田区（番号056）、豊島区（番号066）及び北区（番号067）の要綱である。この3件は、いずれも、災害医療コーディネーター設置要綱であり、コーディネーターとなる自治体職員は、保健所長である。このほかの4件は、石巻市協働教育コーディネーター設置要綱（番号023）の「小学校の教職員」、さくら市在宅医療・介護連携推進コーディネーター設置要綱（番号043）の「市職員」、和束町農地集積コーディネーター設置要綱（番号112）の「町職員」、上郡町地域日本語教育コーディネーター設置要綱（番号114）の「町職員」となっている。

当該地方自治体の職員を指定等する要綱が少ない理由としては、常勤職員の場合は、コーディネーター役を所掌事務規定や職務命令等で定めればよく、設置要綱策定までは不必要と考えられているからではないか、と推測している。

4. まとめ

以上の58件のコーディネーター関係条例と143件のコーディネーター設置要綱についての観察結果（これは、冒頭にお断りしたように地方自治体におけるコーディネーターに関する部分的な知見に過ぎない）を踏まえ、私見を簡単に述べる。

第一に、コーディネーター関係条例やコーディネーター設置要綱において、各地方自治体の創意工夫が様々に凝らされている。生活支援コーディネーターや移住コーディネーターのように、国から方針や考え方等が示されているものもある。こうしたものへの対応も含め、今回、観察できた地方自治体においては、条例や要綱の構成・内容やコーディネーターの雇用関係等に関して、自分の地域に合った形で主体的に決定を行っている様子が見られる。これは、統一的な規範等を決め難い「コーディネーター」という概念の特性がもたらしている結果なのかもしれない。

第二に、災害関係のコーディネーター条例や災害医療コーディネーター設置要綱の例に典型的に見られるように、この分野では、地方自治体間の政策波及が存在するようである。今後の検討課題として、起点となった地方自治体はどこのか、国との関係はどのようなものか、などがある。これらについては、別途、検討することとしたい。

第三に、コーディネーターの雇用関係等においては、委嘱と会計年度任用職員制度によるもので約7割となっている。「委嘱」というやや曖昧な概念でコーディネーターと地方自治体がつながっている例が約4割ある。これも、「コーディネーター」概念の漠然さが影響している可能性がある。一方で、根拠等が明確な、会計年度任用職員制度の活用も3割程度ある。会計年度任用職員制度は、比較的新しい制度であるので、今後、コーディネーター雇用において、この制度がさ

らに活用されるか注視していきたい。

第四に、コーディネーターの任期については、現状は、短い事例が多いと感じる。会計年度任用職員の場合、その業務は、その性質上、「相当の期間任用される職員を就けるべき業務」以外の業務であり、任期は年度内、すなわち、1年以内とされている。本稿では述べなかったが、設置要綱を概観する限りでは、会計年度任用職員以外の形態でも、期間が1年程度のものが多いように思われる。再任はあるとはいえ、このような年単位で区切られる立場が、コーディネーターの果たす機能や成果の観点から適切であるのか、検討が必要であると考えている。